

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型 居宅介護サービス利用契約書

____様（以下「利用者」という。）と「小規模多機能ホームあさしな」（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に提供する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅サービス」という。）について、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、要介護者状態又は要支援状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに利用者から契約終了の意思表示がない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（利用者代理人）

第3条 利用者は、利用者代理人を定めて本契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 利用者代理人は利用者本人の意思を代理するものとし、本契約に基づく利用者の事業者に対する債務について連帯債務者となるものとします。

3 利用者代理人が交替したときは、本契約を再締結するものとします。

（居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更）

第4条 事業者の管理者（以下、「管理者」という。）は、事業所の介護

支援専門員（以下、「介護支援専門員」という。）に利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画、介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させることとします。居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画は利用者又は利用者代理人に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

- ②事業者は、利用者及びその家族等の要請に応じて、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者又は利用者代理人と協議して、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとします。
- ③事業者は、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を変更した場合には、利用者又は利用者代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

第 5 条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において利用者に対して日常生活上の介護を提供するサービス（以下、「通いサービス」という。）、利用者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下、「訪問サービス」という。）及び事業所において宿泊するサービス（以下、「宿泊サービス」という。）を柔軟に組み合わせ、小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

（介護保険給付対象外のサービス）

第 6 条 事業者は利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

1 事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事

2 通常の送迎実施地域を越える送迎

- ②前 1 項のサービスについて、その利用料金は利用者及び利用者代理人が負担するものとします。
- ③事業者は第 1 項及び第 2 項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

（サービス利用料金の支払い）

第 7 条 事業者は、利用者又は利用者代理人が支払うべき介護保険給付

サービスに要した費用について、利用者又は利用者代理人が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、利用者及び利用者代理人に代わって市町村から支払いを受けます。

- ②要介護度に応じて第 5 条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を利用者又は利用者代理人は事業者を支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。
（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い））。その際、事業者は利用者に対して、サービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。
- ③第 6 条に定めるサービスについては、利用者又は利用者代理人は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
- ④前項の他、利用者又は利用者代理人は食事の提供にかかる費用とおむつ代等利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。
- ⑤前 4 項に定めるサービス利用料金は 1 か月ごとに計算し、利用者又は利用者代理人はこれを翌月 21 日までに支払うものとします。
- ⑥利用料の支払は、原則として、利用者又は利用者代理人が指定した J A 貯金口座又は三菱 UFJ ニコス口座振替決済代行可能の金融機関口座からの振替（口座振替依頼書に基づく）とします。

（サービスの中止・変更・追加）

- 第 8 条 利用者又は利用者代理人は、利用期日前において、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は、速やかに事業者に出るものとします。
- ②利用者又は利用者代理人が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。
 - ③事業者は、第 1 項に基づくサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者又は利用者代理人に提示して協議するものとします。

(利用料金の変更)

第9条 第7条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、契約期間中関係法令に変更があった場合は、関係法令に従って改定後の金額を適用します。

②第7条第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者又は利用者代理人に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

③利用者又は利用者代理人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(事業者及びサービス従事者の義務)

第10条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

②事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員、もしくは主治医と連携し、利用者又は家族等からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

③事業者は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者又は利用者代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

④事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(守秘義務等)

第11条 事業者及びサービス従事者又は従業員は、小規模多機能型居宅介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

②事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

③前2項にかかわらず、利用者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(契約者の施設利用上の注意義務等)

第12条 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従っ

て、利用するものとします。

- ②利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- ③利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

（損害賠償責任）

第 13 条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、利用者及び利用者代理人に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

- ②事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第 14 条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 利用者又は利用者代理人が、契約締結時にその状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 2 利用者又は利用者代理人が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 3 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 4 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第 15 条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者又は利用者代理人に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第 16 条 利用者又は利用者代理人は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

1 利用者が死亡した場合

2 要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合

3 第 2 条の規定により契約終了の意思表示がされた場合

4 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

5 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

6 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

7 第 17 条から第 19 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

②事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者の解約権・解除権)

第 17 条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。

②利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を直ちに解約することができます。

1 第 9 条第 3 項により本契約を解約する場合

2 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

3 事業者が守秘義務に違反した場合

4 事業者が利用者又はその家族に対し身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第 18 条 事業者は、利用者又は利用者代理人が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

2 利用者及び利用者代理人によるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以

上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

- 3 利用者が正当な理由なく通所介護の中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたって通所介護等が利用できない状態であることが明らかになった場合
- 4 利用者又は利用者代理人が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（精算）

第19条 第15条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

（苦情対応）

第20条 利用者又は利用者代理人は提供された通所介護に苦情がある場合には、事業者、市町村及び国民健康保険団体連合会又は地域包括支援センターに対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- ②事業者は、苦情対応の窓口担当者及び責任者が、その連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- ③事業者は、利用者又は利用者代理人が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

（善管注意義務）

第21条 事業者は利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

（信義誠実の原則）

第22条 利用者又は利用者代理人と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

- ②本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議します。

(裁判管轄)

第23条 利用者又は利用者代理人と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和____年____月____日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者代理人

住所 _____

氏名 _____ 印

(本人との関係 _____)

開設者	住 所	長野県長野市大字南長野北石堂町 1177-3
	代表者名	社会福祉法人ジェイエー長野会
		理事長 上原 孝義

事業者	住 所	佐久市甲 1172 番地 1
	名 称	小規模多機能ホームあさしな
	管理者	前田 幸江 ㊞